

第 20 回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 2007年5月15日(火) 10:30～11:00

2. 場 所 中央合同庁舎4号館6階共用643会議室

3. 出席者 近藤委員長、田中委員長代理、松田委員、広瀬委員、伊藤委員
内閣府 原子力政策担当室
黒木参事官

4. 議 題

- (1) 原子力政策大綱に示している平和利用の担保と核不拡散体制の維持・強化に関する取組の基本的考え方の評価について
- (2) その他

5. 配付資料

- (1-1) 原子力政策大綱に示している平和利用の担保と核不拡散体制の維持・強化に関する取組の基本的考え方の評価について
- (1-2) 原子力政策大綱に示している平和利用の担保と核不拡散体制の維持・強化に関する取組の基本的考え方の評価について(案)
- (2) 第16回原子力委員会定例会議議事録

6. 審議事項

(近藤委員長) それでは、おはようございます。第20回の原子力委員会定例会議を開催させていただきます。

本日の議題は、1つが原子力政策大綱に示している平和利用の担保と核不拡散体制の維持・強化に関する取組の基本的考え方の評価について、政策評価部会のご報告を頂くこと。

2つ目がその他です。よろしくお願ひいたします。

(1) 原子力政策大綱に示している平和利用の担保と核不拡散体制の維持・強化に関する取組の基本的考え方の評価について

(近藤委員長) それでは、事務局、どうぞ。

(黒木参事官) それでは、最初の案件でございます。資料は資料1-1と資料1-2であります。政策評価部会の方で今まで行った平和利用の担保と核不拡散体制の維持・強化に関する事項について評価を終了し、報告書が提出されてまいりました。その報告書はごくごく簡単にご説明した後、受けた原子力委員会の決定についてご審議頂ければと思います。

最初に、ごくごく簡単に報告書の方をご説明いたします。資料第1-1号であります。この政策評価部会は原子力委員の5名の先生方が参加されているものでございまして、先般取りまとめられました。

2ページのところに審議の対象を下から2番目のパラグラフで書いています。本報告書は政策大綱の第2章2-2.の「平和利用の担保」と、第5章5-1.の「核不拡散体制の維持・強化」について、その大綱の基本的考え方に基づく国、事業者等の取組に関してヒアリングを行い、有識者及び国民からの御意見を伺い政策の妥当性について評価をした結果を今回取りまとめたものであるという形であります。

序章である本章につきまして、第2章で「評価作業」、第3章に「評価の結果」を述べ、第4章に「結論」で結んでおります。

ちなみに、46ページと47ページに今までの本件に関わります審議の経緯を書いてございまして、7回に及ぶ部会の開催、それから「ご意見を聴く会」の開催をしたということがあります。

次の48ページが政策評価部会の委員名簿になっておりまして、原子力委員が途中で交代しましたので人数は多めになっておりますが、ここに記載している方、それから御意見を伺っている有識者ということで秋山先生、内藤先生もご参加して頂いております。

またちょっと元に戻りまして、3ページに「評価作業」ということでヒアリングを行った対象の機関ということで、内閣府1回、外務省2回、文部科学省2回、原子力機構3回、4ページですけれども、経済産業省1回、事業者として日本原燃からヒアリングを行ったこと。それから、(2)に「ご意見を聴く会」の開催ということで、新潟市のメッセで開催をして、

その際には有識者として3名の方にご来場頂いて意見を述べて頂いております。また、会場の方々からも御意見を頂きまして、参加者158名、御意見の数が44件頂いております。

報告書（案）の取りまとめを行った後、（4）でございますが、案に対する意見募集、パブリックコメントを聞いておりまして、3月13日から約1カ月間募集した結果、6名から12件の御意見を頂いたということでございます。

こういう形で評価を取りまとめたということで、本日政策評価部会からご報告、先にまとめた報告書のご報告を頂いたということでもあります。

以上が政策評価部会の報告であります。資料1-2号の方にこの報告書を受けた当委員会としての意見を委員会決定という形で出したらいかがかということである案であります。

頭書きのところでございますが、本日政策評価部会から報告書を受領したといたしまして、このパラグラフの一番最後、当委員会はこの報告書の結論を尊重することとするという結論を最初に書いております。その上で、当委員会は、この報告書の結論を踏まえ、関係機関等が、今後、以下の各項目に留意して取組を行うべきと考えるという意見を出してはいかがかと考えております。

最初（1）であります。国内法規制及び国際的な枠組みに基づいた原子力の平和利用を担保する取組の推進という項目です。ここでは最初に、原子力委員会や関係省庁は原子炉設置許可等の際に平和目的の審査を行っているわけですが、それに関しまして、委員会、文部科学省等は原子力の平和利用を担保する取組に関する情報について、透明性を確保し、国内外に効果的に公開していくべきであるというふうに述べております。

「また」以降が保障措置活動の話ですが、文部科学省、核物質管理センター及び事業者等は、補償措置活動が効果的にしかも効率的に行われるよう改善活動を推進していくべきですという意見であります。

（2）が国民への情報発信及び国内関係者間の意識共有の項目です。今回非常に明らかになったことですが、国民の多くが原子力の平和利用を担保するための具体的な取組やその枠組みなどについてほとんど知らないという現実があったわけでございます。この事実を踏まえまして、原子力委員会を含めました行政機関及び事業者は手段を工夫して枠組みや取組とその重要性に関し、国民との相互理解活動を進めていくべきですとまず指摘しております。

その上で、事業者などにおいては保障措置活動などの重要性の認識を事業者の従事者及び関係者の間で共有する取組を経営のトップが行って、平和利用に関する組織文化を醸成していくべきであるとしております。

(3) 国際社会に対する発信であります。ここでは、先ほどの(2)が国内の話であったわけですが、国際的に我が国の取組がきちっと知られているかということです。2ページの2行目のところですが、国は、外務省を中心に、我が国が核不拡散の維持・強化に向けて国際約束を厳守し取り組んでいることを、今後とも一層積極的に対外発信していくとともに、我が国の取組に関して誤解があれば迅速かつ明確に正していくべきですとしております。

次の段落です。事業者、学術機関などは、海外の一般国民に対する草の根活動や同事業者レベルで共通認識を形成する活動などに取り組んで、相互学習ネットワークを構築し、維持していくことに努めるべきであるということで意見を述べております。

(4) がプルトニウム利用に関する透明性の確保であります。内閣府、文部科学省及び経済産業省並びに事業者等は、プルトニウムの管理状況、利用計画について国の内外に情報発信を、透明性の確保と分かりやすさの観点から絶えず改良しつつ、着実に進めていくべきであるということです。

(5) が国際社会と協調した核不拡散・核軍縮の取組です。我が国や国際社会の努力にも関わらず新たな核拡散の懸念が生じているということ。それから、世界的に原子力発電の拡大が見込まれることから、国は外務省を中心に、国際社会の核不拡散体制の維持・強化を目指す取組を引き続き推進するとともに、核不拡散のための国際的取組やルールの形成活動に積極的に関わっていくべきであるとしております。

また、4月に公表されましたGNEPの行動計画を踏まえまして、GNEPにおけるこの観点からの研究開発協力も推進すべきであるとしております。

次のパラグラフですが、関係機関におけます核物質防護やセキュリティ対策を強化する国際的な取組にも積極的な対応を行っていくべきである。経済産業省におきましては輸出管理を行っておりますが、諸外国地域との協力を一層強化して、この輸出管理を効果的・効率的に行っていくべきであるとしております。

(6) が核不拡散への取組基盤の充実に向けた知識経営、人材育成等の取組です。ここでは核不拡散の取組を進めるために重要な知識経営、人材の育成、技術開発を進めるべきであるとまず指摘した上で、これらの取組を効果的に推進するため、大学との連携を強化するとともに、人材の相互交流、国際機関への人材派遣を進めて、情報ネットワークの構築・維持を目指すべきであるとしております。

3ページに移りまして、文部科学省は、原子力機構、核管理センターが既存技術を不断に見直すことにより、効果的・効率的な保障措置活動のための技術や手法の研究開発課題を同

定し、これを着実に推進していくようにすべきであるとしております。

また、標準物質、保障措置の実施に関わる標準物質の安定供給体制の検討を含めまして、この活動を強化すべきですとっております。

最後でございますが、当委員会は本報告書の内容に関しまして国民に対する情報の発信などに努めることといたします。また、当委員会は予算の原子力関係経費の見積りについての審議過程におきまして適宜に必要な対応を図っていくこととするとしております。

以上であります。

(近藤委員長) はい、どうもありがとうございました。

部会から資料1-1号に取りまとめられた評価結果の報告をいただき、委員会としてそれを踏まえて1-2号のような決定をしたいということでございます。ご審議をお願いします。

最初に政策評価部会の方の座長をさせて頂いた立場から、一種の自己評価を申し上げますと、報告については3点。第一に、この分野の政策評価の作業がスタートしたのは去年の9月の頭で、終わったのは4月の末ですから8カ月かかっています。当初予定と大分違って随分時間が掛かったなという思いがあります。途中で国際核不拡散体制に係る取組についても一緒に評価することにしたことが主な理由であり、そうした政策評価部会の選択には合理性があったと思いますが、他方、この政策評価作業のスケジュール管理の観点から、この分野にしてこの位の時間が掛かるということではどうかチェックすべきかと思うところで

す。第二には、これは政策評価部会でも指摘されたことですが、パブコメに対して意見をお寄せいただいた方が6名であったこと。この数字はこの数年原子力委員会が行った意見募集の中で多分最低じゃないかと思うんですが、これをどう評価するかということです。10件程度であることと100件程度であることにどれだけの違いを見出すか、国民の数、あるいは原子力の利害関係者の数からするとどちらでもないかという見方もあるでしょう。一方、新聞の投書欄への投書が月に5000件と聞いたことがありますが、それからすれば、毎日一件は投書したくなることもあるとすると、1件あたり170件、それが二つとすれば一件あたり100件弱というのがこの社会の反応力ということになりますから、そんなところが目安ではという意見もある。個人的には100件程度は欲しいといつも思い、従来はそれなりに声をかける努力をしてきたのですが、今回は、タウンミーティング問題が気になって余り積極的に意見を求めるメールなどを発信しなかったのです。でも、いろいろ考えていて、そうしてはいけないということはないと考えるようになり、この数字を見てからは、やはり

いろいろ意見頂くべく努力をするべきであったのではと反省しているところです。

3つ目は、この報告書のスタイルですが、議論の項は、なるべく評価の結論に至るプロセスが分かるように、部会や御意見を聴く会で提出された論点をなるべく採録すること、また、そのうち、部会として数字やルール、考え方について正確を期すためにコメントを付しておくのが適切と判断したものについては、コメントを付すことを基本方針に取りまとめられています。このため、部会では、議論をたくさん拾っているのはいいが、いろいろな論点が行きつ戻りつ提示されて読みにくいという感想を頂いたところです。この点については、今後さらに工夫する必要があるのかなというふうに思っております。

次に、決定文については、この報告書の結論と同じ項目立てですけれども、文章を精査して、だれに何を願うかがすぐ分かるよう、骨太にすることに留意して作成してもらいました。私どもの広報努力の必要性も明確に述べられており、よろしいかと考えています。私からは以上ですが。いかがでございましょうか。

田中委員。

(田中委員長代理) 今回こういう報告書が出たことを何より大事なことだというふうに私自身は思っています。日本が世界の中で国際社会の中で特別の立場というんでしょうか、核燃料サイクルをフルにやれるのは平和利用をきちっと担保するということが大前提条件になってまして、そのことをこういう形でもう一度再確認したということは非常に大事なことだろうと思います。

それから、どうしてもこういう平和利用の担保という努力に対してはどうしても予算の面とかいろいろな技術の面とかで、いろいろな技術開発、プロジェクトと比べるとどうしても後ろに置かれがちなので、それに対してきちっと関係機関はそういうことをきちっと認識すべきだということを明確に述べていることを、私は評価したいと思います。

それから、国際的には核不拡散体制というのはこれはますます重要になっているので、この時点でこういう形でまとめられたのは非常にいいことだというふうに思っています。

以上です。

(近藤委員長) はい、ありがとうございました。ほかに。

伊藤委員。

(伊藤委員) 今も田中代理が言われました、日本は世界で非常に非核兵器国の中では唯一再処理技術を持ち、そしてさらにまさに今、六ヶ所が試運転の最終段階ということで。そしてウラン濃縮も施設を持っている。という中で、現に平和利用に徹してやっているということ

きちっと守っていくと同時に、やはり国際社会にきちっと認めてもらうということが非常に大事なことだろうと思います。

冒頭委員長言われました、今回パブコメが6名だったということは、国民の中も、この報告書の中もやはり書いてありますが、国民は原子力平和の目的に限って利用していることが余りにも身近でかつ当たり前にすぎず、しかし、であるからその保障措置やなんかの存在をよく知らないのではないかと、まさに指摘があるし、御意見を伺う中にもそういうことが出ているわけですが。ここの辺がやはり我々がそういう特別、特殊な立場にあり、そしてそういう中でエネルギーの確保を非常にこの原子力で役立てていこうとしている、こういう活動をまず国民のみんなにもう少し分かってもらう努力をすると同時に、世界に向かってまさにこの6つの点がありますが、その中でも世界に情報発信していくことが大事だとありますが、ここのところを今後ともよく考えながらやっていく必要があるなというふうに感じました。

私も途中からの参加であります、そのこのところの必要性を特に強く感じたのでちょっと意見申し上げたいと思います。

(近藤委員長) ありがとうございます。

松田委員。

(松田委員) 私も11回からの参加になりました、私の専門領域ではない新しい分野でしたが、大変核燃料サイクルのことを踏まえながら、日本の国際社会における位置づけというのをきちっとこの委員会で俯瞰できたことは大変よかったですと思います。私自身も核不拡散、平和利用について日本が強く発信していくことの重要さを、改めて確認させて頂きました。

報告書の中には難しい言葉がありまして、その難しい言葉をどうやって日本語で分かりやすくしようかというところでは私も努力してみたのですが、十分力を発揮できませんでした。でも、難しい言葉を理解する努力も必要だと思いますので、この報告書を通してこれだけ真剣に日本が核不拡散と平和利用について取り組んでいるんだということをご理解頂けるようにしていきたいと思っております。

(近藤委員長) ありがとうございます。

広瀬委員。

(広瀬委員) 私はこの委員会に、最初専門委員として、その後原子力委員として参加しています。その間、この核不拡散の問題を取り上げようとしたところの経緯もそこで実際に見ておりますが、やはりそれは非常によかったと思います。平和利用と核不拡散という問題は切り離せない問題ですから、原子力委員会としてもこれを1つのきっかけにして、余り逃げ

ないで積極的に核不拡散の問題に取り組んでいったらいいと思っています。

(近藤委員長) ありがとうございます。

それでは、報告を了承し、この資料1-2号を原子力委員会の決定とすることにご異論なしということでよろしゅうございますか。

はい。それでは、そのようにさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、次の議題。その他ですね。

(2) その他

(黒木参事官) はい。アナウンスメントでは本日近藤原子力委員会委員長の海外出張についてというのを議題に挙げていたところですが、引き続き調整事項が残っていますので、このことについては来週の定例会議で御報告させていただくことにしたいと思います。

(近藤委員長) はい。了承しました。

それでは、委員の皆さまで発言を希望される方、いらっしゃいませんか。これで終わってよろしゅうございますか。

はい、それでは事務局から次回の予定をどうぞ。

(黒木参事官) 次回の予定、次回の定例会議でございますが、来週5月22日火曜日、10時半から、場所はここ6階の共用643会議室で開催する予定となっております。

(近藤委員長) ありがとうございます。

それでは、今日の定例会議、これで終わります。

どうもありがとうございました。

—了—